

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は7月下旬から8月初旬にかけて公布または施行された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

【行政法規】

○「国務院の事業者集中届出基準に関する規定」(国務院令第529号、2008年8月3日公布・施行)

8月1日付で施行された「独占禁止法」に基づき、事業者の集中(M&A)についての届出の基準を定めたもの。集中に参加する全ての事業者の、全世界範囲での前会計年度の売上高合計が100億元を超え、かつその中の少なくとも2事業者の中国での売上高が4億元を超える場合、または、中国での前会計年度の売上高合計が20億元を超え、かつその中の少なくとも2事業者の売上高が4億元を超える場合、事前に商務部に届出を行うものとし、届出を行わない場合には集中を実施してはならないとしている。また、上記基準に達しなくても、集中により競争を排除、制限する事実・証拠がある場合には、商務部が調査を行うとしている。詳細が不明な点に注意を要する。

●「中華人民共和国外貨管理条例」(国務院令第532号、2008年8月5日改正公布・施行)

1997年以来の改正。詳細は、下記の解説をご参照。

【規則】

○「財政部・国家税務総局の紡織品・服装等一部商品の輸出税額還付率調整に関する通知」(財税[2008]111号、2008年7月30日発布、同年8月1日実施)

増値税の輸出還付率調整に関する通知。2006年以降に還付率が引き下げられた品目のうち、繊維原料・糸・織物・アパレルはほぼ全ての品目が11%から元の13%に引き上げられ、竹製使い捨て箸など一部竹製品が5%から11%に引き上げられた。ただし、靴・帽子・傘・羽毛製品などは11%に据え置かれた。一方、一部の農薬原料、有機化学品、塗料、白銀、未鍛造圧延亜鉛、電池・部品、炭素電極などは還付が取り消された。具体品目リストは、商務部の次のウェブサイトでご確認ください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/200807/20080705699400.html>

●「外貨管理条例」が改正される

8月5日付で「中華人民共和国外貨管理条例」が改正施行された。この条例は1996年1月29日付で公布・施行され、その後、97年1月14日付でマイナーな改正が行われているが、今回11年ぶりに行われた改正では、この間の情勢変化を受けて大幅な改正となっている。

国務院法制弁公室、中国人民銀行及び国家外貨管理局の責任者による記者会見での説明によれば、主な改正内容は、次の4点とされている。

1) 外貨資金の流入・流出のバランス管理を実施する。

- ① 経常項目の外貨収支について、真実・合法の取引であることを前提に、外貨収入の国内への強制回収の要求を取り消し、一定の条件・期限で国内に回収または国外に存置することを許可することとした。
- ② 資本項目の外貨収入の人民元への両替について、許可された用途で使用することを要求し、外貨資金の不法な流入、人民元両替、両替資金の流用などに対する処罰規定を増やした。

- ③ 資金流入・流出について、外貨管理局に監督・検査権があることと、その具体的な職権・手続きを明確にした。

2) 人民元レートの形成メカニズムと金融機関の外貨業務の管理を整備する。

- ① 人民元レートについて、市場需給に基づく管理された変動相場制を実行することを規定した。
- ② 銀行間外為市場での外貨取引について、外貨両替・売渡業務を行う金融機関と、規定の条件に適合するその他の機関が行うことを規定した。
- ③ 金融機関の外為業務について、総合ポジション管理を実行することを規定した。

3) 国際資金流動の監視を強化し、国際収支の緊急補償制度を確立する。

- ① 国際収支統計申告制度を健全化し、外貨収支情報収集を改善し、国際資金流動の統計・分析・監視を強化することを規定した。
- ② 世界貿易機関(WTO)のルールに基づき、国際収支に重大な不均衡が発生し、または発生する可能性がある場合、及び国民経済に重大な危機が発生し、または発生する可能性がある場合に、国は必要な保障・コントロール等の措置を執ることができることを規定した。

4) 外貨に対する監督管理の手段・措置を健全化する。

外貨管理局の職責履行を保障するために、外貨管理局の監督管理の手段・措置の規定を増やし、同時に外貨管理局の監督・検査の手続きについて規定した。

これらの新しい規定を受けて、罰則規定も変更となった。日系企業は、次の新しい罰則規定にご注意いただきたい。

- 1) 規定に違反し、外貨を国内に送金したときは、外貨管理機関が是正を命じ、違法金額の 30% 以下の罰金に処する。情状が重大な場合は、違法金額の 30% 以上同額以下の罰金に処する。犯罪を構成する場合は、法に従って刑事責任を追及する。(第 41 条第 1 項)
- 2) 違法に両替を行ったときは、外貨管理機関は違法に両替を行った資金の戻し両替を命じ、違法金額の 30% 以下の罰金に処する。(第 41 条第 2 項)
- 3) 次に掲げる事由の 1 つがあるときは、外貨管理機関は是正を命じ、警告し、機構(注: 企業を含む)に対しては 30 万元以下の罰金に処することができ、個人に対しては 5 万元以下の罰金に処することができる。
 - ① 規定に従って国際収支統計申告を行わないとき。
 - ② 規定に従って財務会計報告、統計報告表等の資料の報告送付を行わないとき。
 - ③ 規定に従って有効な関係書類の提出を行わず、または提出した関係書類が真実でないとき。
 - ④ 外貨預金口座管理規定に違反したとき。
 - ⑤ 外貨登記管理規定に違反したとき。
 - ⑥ 外貨管理機関が法に従って行う監督、検査または調査を拒絶、阻止したとき。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
国際事業本部 海外アドバイザリー事業部
池上隆介

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**第3四半期のCPIは6.6% 国家情報センター予測**: 国家情報センターは8日、今年第3四半期のマクロ経済予測を発表、GDP成長率は10.2%、消費者物価指数(CPI)は6.6%上昇との予測を示した。農作物の価格下落につれて、CPIの上昇速度は減速するものの、石油製品の値上がりでCPIの押し上げ要因になると分析し、今後原材料や燃料、人件費等の生産コスト上昇の物価への波及を抑制するため、政府は減税や補助金支給等の支援を通じ、企業コストを低減する必要があるとの見方を示した。なお、国家統計局の統計によれば、中国経済の対外依存度は60%を上回り、世界的な物価変動が国内物価に影響しやすい構造となっており、今年後半も国内の物価上昇圧力は大きいと指摘している。

◆**「長江デルタ発展指導意見」 国務院採択**: 国務院は6日、「長江デルタ地区の改革開放と経済社会発展の更なる推進の指導意見」を採択した。長江デルタを総合実力「最強区域の一つ」から「最強区域」に位置づけ、サービス業を中心とする産業構造の構築や「世界製造業センター」から「世界先進的な製造業基地」に転換する等、発展方式と経済構造の調整が課題としている。また、長江デルタの範囲を従来の16都市から上海市、江蘇省、浙江省の全区域に拡大する。今後同意見を踏まえた具体的な「規画」の発表が待たれる。

【貿易・投資】

◆**中国初の環境取引所 北京と上海に設立**: 中国初の環境取引プラットフォームとなる「北京環境取引所」が5日に設立された。省エネ・汚染物質の削減技術取引、汚染物質の排出権取引、省エネ目標取引を中心とした業務を展開する。また、同日、「上海環境エネルギー取引所」も設立された。上海取引所は総合的な権益取引プラットフォームになるという。両取引所の発足により、省エネ・排出削減における知的財産権の保護システムの強化、省エネ目標実現の促進が図られるものと期待されている。

【金融・為替】

◆**外貨管理条例 改訂**: 中国国務院は5日付で、「中華人民共和国外貨管理条例」(国令第532号)を公布、実施した。同条例は1996年に制定され、1997年に続き今回で2回目の改訂となる。旧条例が外貨資金の流出規制に重点を置いていたのが、今回の改訂では、国際収支の均衡を目標とし、外貨流入の両面に対する均衡のとれた管理を原則として、経常項目下の外貨収入の国内への移転義務を撤廃する等の緩和を行う一方で、経常項目の外貨収支の真实性確認の強化、不正な外貨の流入・人民元転に対する罰則強化等の管理強化が盛り込まれている。(詳細は今週号のEXPERT VIEW参照。)

◆**苦境に立たされる中小企業 政府は支援策を検討**: 第2回広東省中小企業経済フォーラムに出席した国家発展改革委員会の関係者は3日、中小企業の支援策として、国家中小企業銀行の設立、中小企業の法人税課税最低所得の引上げを検討していることを明らかにした。世界経済の減速、原材料価格の高騰、労働コストの上昇、人民元高、国内の金融引締め政策等に起因して、紡績企業等労働集約型の中小企業を中心に業績が悪化、倒産が増加していることが背景にあり、先般、人民銀行総裁も、中小企業に対する支援策をいくつか検討中と発言している。

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2008.08.04	6.8456	6.8455~6.8598	6.8515	0.0090	6.3464	-0.0260	0.8777	0.0010	10.6756	0.0301	3.9700	2875.98	-63.06
2008.08.05	6.8505	6.8500~6.8565	6.8556	0.0041	6.3444	-0.0020	0.8783	0.0006	10.6205	-0.0551	4.0000	2822.82	-53.16
2008.08.06	6.8523	6.8473~6.8535	6.8482	-0.0074	6.3174	-0.0270	0.8774	-0.0009	10.5996	-0.0209	3.6500	2852.95	30.13
2008.08.07	6.8535	6.8535~6.8643	6.8614	0.0132	6.2703	-0.0471	0.8789	0.0015	10.6140	0.0144	3.2200	2861.69	8.74
2008.08.08	6.8599	6.8580~6.8728	6.8588	-0.0026	6.2415	-0.0288	0.8780	-0.0009	10.4070	-0.2070	3.1600	2734.36	-127.33

RMB レビュー&アウトルック

今週の人民元は前週までの流れを引き継ぎ前週末比小幅安となる6.8456でオープン後、週末に北京五輪を控えた様子見ムードの中、週を通じて下落する展開となった。米ドルが対主要通貨で上昇している影響があるものの、今週末にかけて8営業日連続で中銀発表基準値が前営業日比下落したことから、市場では当局の為替政策(人民元高許容)に変化が生じているとの思惑が燃えている。週末には北京五輪後の企業業績鈍化懸念から上海株式市場は終値ベースで約19ヶ月ぶり安値となり、為替市場ではオリンピック開会式を控え市場取引量が薄くなる中、実需筋の大ロドル買いに一時6月下旬以来となる6.8728まで下落したが、結局6.85台まで値を戻して越週となった。今週中国では約11年ぶりに新たに外貨管理条例が公布・施行された。今後の為替相場・規制に与える影響については詳細の実施細則の発表を待つ必要があるものの、罰則規定を含めホットマネーの流入に対する管理が強化される一方、中国企業が海外であげた利益を国内に還流しなければならないとする規定が削除されており、中国への資金流入の抑制、海外投資の促進に配慮した内容と言えるだろう。来週は貿易統計、消費者物価指数等の重要経済指標が発表予定である。五輪会期中であることもあり来週の為替相場は小動きを予想するが、当局者よりこれまでの引き締め政策の微調整について発言がなされていることもあり、五輪後の政策運営を占う上で発表指標に注目したい。

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権法により保護されています。